埼玉県

＜報道発表資料＞

環境部　資源循環推進課
サーキュラーエコノミー担当　須藤・飯島
直通 048-830-3107
内線 3107
E-mail: a3100-11@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:募集

令和８年１１月１２日

「彩の国リサイクル製品」
令和８年度分の認定申請の受付を開始します

県はサーキュラーエコノミー*1の推進において、廃棄物を原材料とし、安全性や品質など一定の基準を満たした製品を「彩の国リサイクル製品」として認定し、利用を促進しています。

認定製品は、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針*2」に掲載され、認定マークを使用できます。また、認定製品になることで、県の土木工事等における積極的な活用も期待されます。

これまで認定した製品の一覧は別紙のとおりです。各製品の詳細は県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/recycle-ninteiseido/index.html

＊１　生産活動や消費活動など、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のこと。

＊２　平成 13 年 4 月のグリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）の全面施行を受け、全庁が一体となった環境物品等の調達を進めるために策定されたガイドラインのこと。



彩の国リサイクル製品認定マーク

１　募集期間

令和８年１１月１２日（木曜日）から令和８年１２月１１日（金曜日）まで

２　募集品目　※●印は今回の受付から新たに募集する品目

（１）トイレットペーパー

（２）●ティシュー

（３）再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板）

（４）文具類

（５）再生作業手袋

（６）園芸用品（ベンチ、擬木、プランタ等）

（７）再生ビニル床シート

（８）再生硬質塩化ビニル管（単層管）

（９）化粧シート

（10）●医療廃棄物回収容器

（11）道路用溶融スラグ（単体）

（12）溶融スラグ混入アスファルト混合物

（13）再生骨材（Ｌ）入りコンクリート

（14）再生材料を用いたコンクリート二次製品（平板、インターロッキングブロック、境界ブロック、無筋コンクリート管、Ｌ型側溝、ブロック式擁壁類）

（15）再生材料を用いたセメント

（16）浄水発生土を使用した土壌改良材

（17）再生路盤材

（18）埋戻し用再生砂

（19）●園芸・外構用植生用の瓦チップ

（20）●普通肥料

（21）特殊肥料（食品を用いたたい肥）

（22）ＲＰＦ

３　認定基準

（１）安全性

環境基準（有害物質の溶出）に適合していることなど

（２）品質

「県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」の判断基準に適合していることなど

（３）循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の利用割合

「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」別表第１に定める利用割合を満たしていることなど

４　申請方法

認定申請書を作成し、必要な書類を添えて以下のメールアドレスに電子データを御提出ください。（申請手数料は無料です）

※　令和８年度彩の国リサイクル製品募集要項や申請書類の様式等は以下のホームページから入手してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/recycle-ninteiseido/recycle-nintei.html

（注１）電子メールでの提出が困難な場合は資源循環推進課に事前相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

（注２）通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話でその旨をご連絡くださいますようお願いします。

（注３）ファイルは約 10Mb までメールに添付できます。それ以上になる場合、分割して送付してください。

●申請・お問い合わせ先

環境部　資源循環推進課　サーキュラーエコノミー担当　須藤、飯島
電話：０４８－８３０－３１０７
E-mail：a3100-11@pref.saitama.lg.jp